

ENTERTAINMENT SPORTS & CULTURE ARIAKE ARENA

有明アリーナ
施設利用に関するご案内



株式会社 東京有明アリーナ

ENTERTAINMENT

快適な空間と先端テクノロジーが可能にする
世界的エンタテインメントと観客のためのアリーナ

SPORTS

国際的スポーツ大会から、地域の参加型スポーツまで
幅広く利用される施設

CULTURE

昼と夜、それぞれの顔が見せる
多様な文化とコミュニティの交差点

2022年8月「有明アリーナ」供用開始



東京の文化とグローバルなエンタテインメントが行き交う 新たな時代のTOKYOベイエリアへ

東京は古くから水辺の活用が進んだ水運都市でした。

東京湾岸地域は20世紀に大きく開発が進み、
歴史的に東京の文化づくりに重要な役割を担ってきました。

このTOKYOベイエリアの中心部に位置する「有明アリーナ」は、
東京に古くから受け継がれる文化と
世界から集まるグローバルな文化を交差させる新たなスポットです。

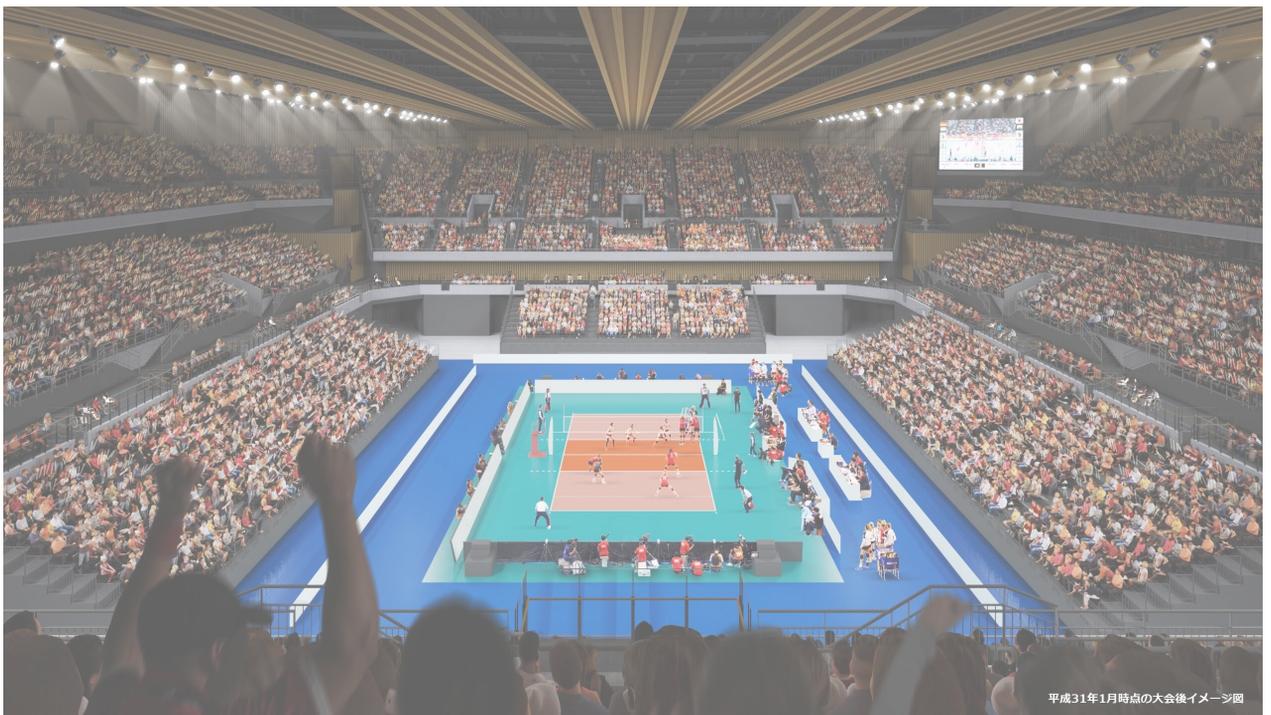
スポーツや最先端のLIVEエンタテインメントから
季節のイベント・食が、人と人をつなぎ、
心身が健康的で豊かな文化・社会づくりに貢献する
「東京の新たな文化の拠点」となることを目指します。

Contents

1. 施設概要	4 P.
2. 利用時間	5 P.
3. アクセス	5 P.
4. 各フロア図	6 P.
5. メインアリーナ：利用申請	13P.
6. メインアリーナ：利用料金について	14P.
7. サブアリーナ：利用申請	15P.
8. サブアリーナ：利用申請/利用料金について	16P.
9. サブアリーナ：利用団体登録	17P.
10. サブアリーナ：利用団体登録について	18P.
11. 利用条件	19P.
12. 利用における諸注意事項	20P.

施設概要

名称	有明アリーナ				
住所	東京都江東区有明1丁目11番1号				
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造				
階数	地上5階				
メイン施設	施設名称	階	床面積	高さ	客席
	メインアリーナ	1F	約4,100㎡ 長辺約76m×短辺約54m	約23m	約15,000席 ※可動観覧席2,928席含む
	サブアリーナ	1F	約1,400㎡ 長辺約40.5m×短辺約34.5m	約12.5m	
付帯施設	施設名称	階	面積		
	スポーツジム スタジオ	2F	約400㎡		
	レストラン	1F			
敷地面積	36,576㎡				
管理運営	株式会社 東京有明アリーナ				



利用時間・アクセス

【利用時間】

メインアリーナ	基本利用時間	8:00 ~ 23:00
サブアリーナ	基本利用時間	7:00 ~ 23:00

※基本利用料は、8:00~23:00の間の任意の連続した12時間を1単位とします。12時間を超える場合、延長料金が発生します。
(例) 8:00~22:00で使用の場合、8:00~20:00の12時間を基本利用料、20:00~22:00を延長利用料として計算します。

※保守点検、メンテナンスを目的とした休館日は、不定期で設定する事があります。

【アクセス】

| 公共交通機関

○東京臨海新交通ゆりかもめ

「有明テニスの森駅」下車…徒歩約8分

「新豊洲駅」下車……………徒歩約8分

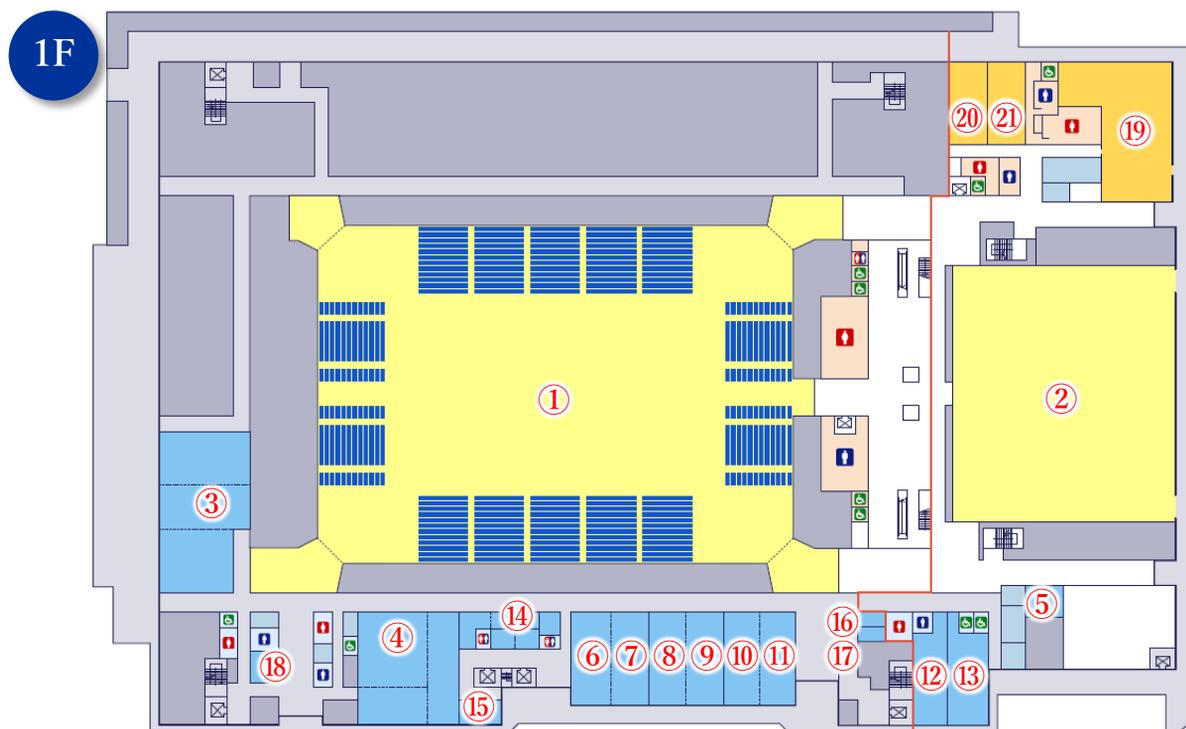
○東京臨海高速鉄道りんかい線

「国際展示場駅」下車……………徒歩約17分

「東雲駅」下車……………徒歩約17分



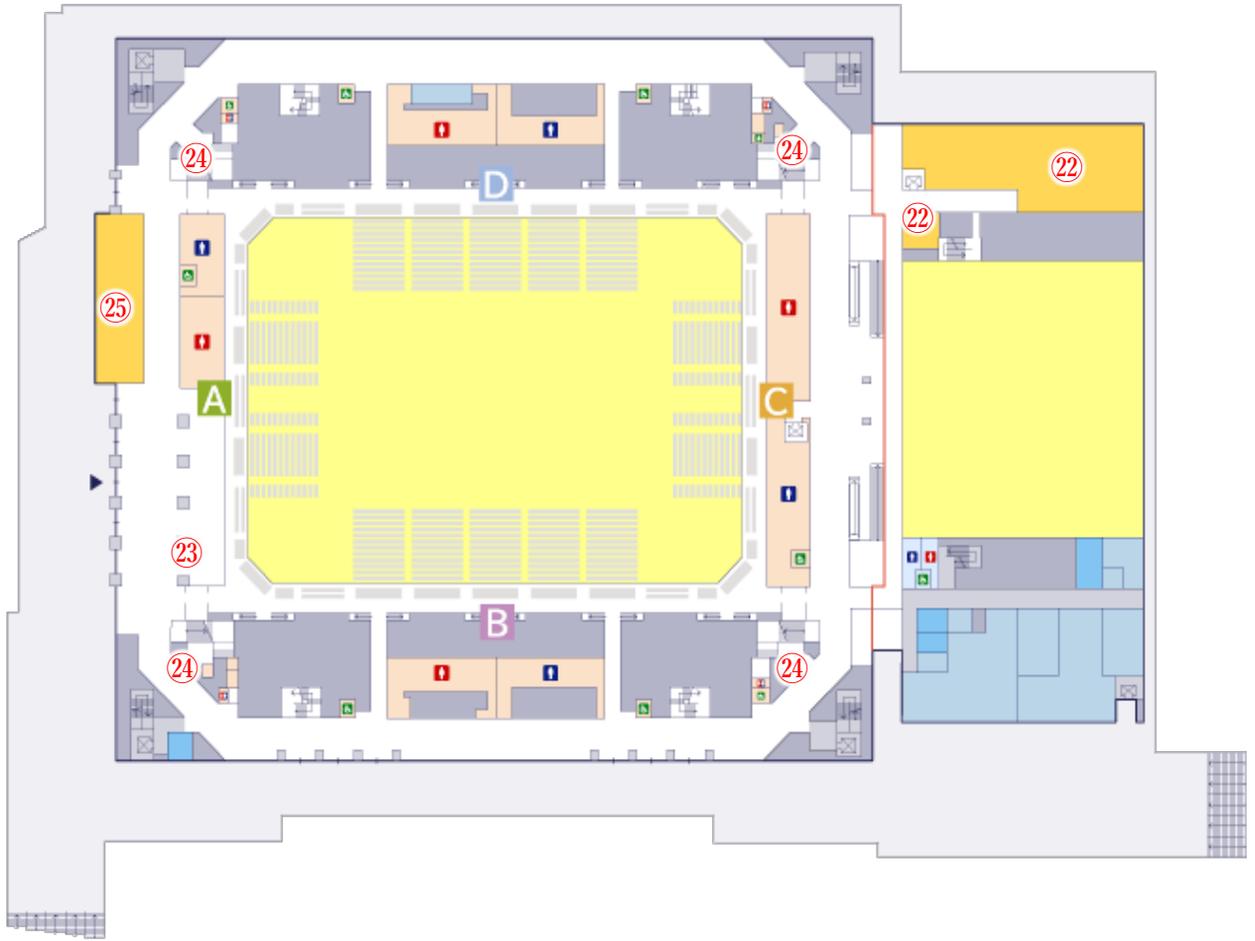
フロア図：1F



施設名称	面積 (㎡)	仕様、備考
①メインアリーナ	約4,100	1階 可動観覧席 2,928席 ※総観客席数 約15,000席
②サブアリーナ	約1,400	
③記者室・会議室	315	3分割可能
④会議室 1	308	3分割可能
⑤会議室 2	26	
⑥更衣室 1 (選手)	94	選手ロッカー・シャワー・トイレ
⑦更衣室 2 (選手)	87	選手ロッカー・シャワー・トイレ
⑧更衣室 3 (選手)	87	選手ロッカー・シャワー・トイレ
⑨更衣室 4 (選手)	94	選手ロッカー・シャワー・トイレ
⑩更衣室 5 (選手)	81	選手ロッカー・シャワー・トイレ
⑪更衣室 6 (選手)	80	選手ロッカー・シャワー・トイレ
⑫更衣室 7 (選手)	92	ロッカー・シャワー・トイレ
⑬更衣室 8 (選手)	103	ロッカー・シャワー・トイレ
⑭医務室	83	作業室1~3・男女共用トイレ×2
⑮記録員控室	21	
⑯監督室 1	9	
⑰監督室 2	9	
⑱西側更衣室	24	
⑲レストラン	399	
⑳	73	

フロア図：2F

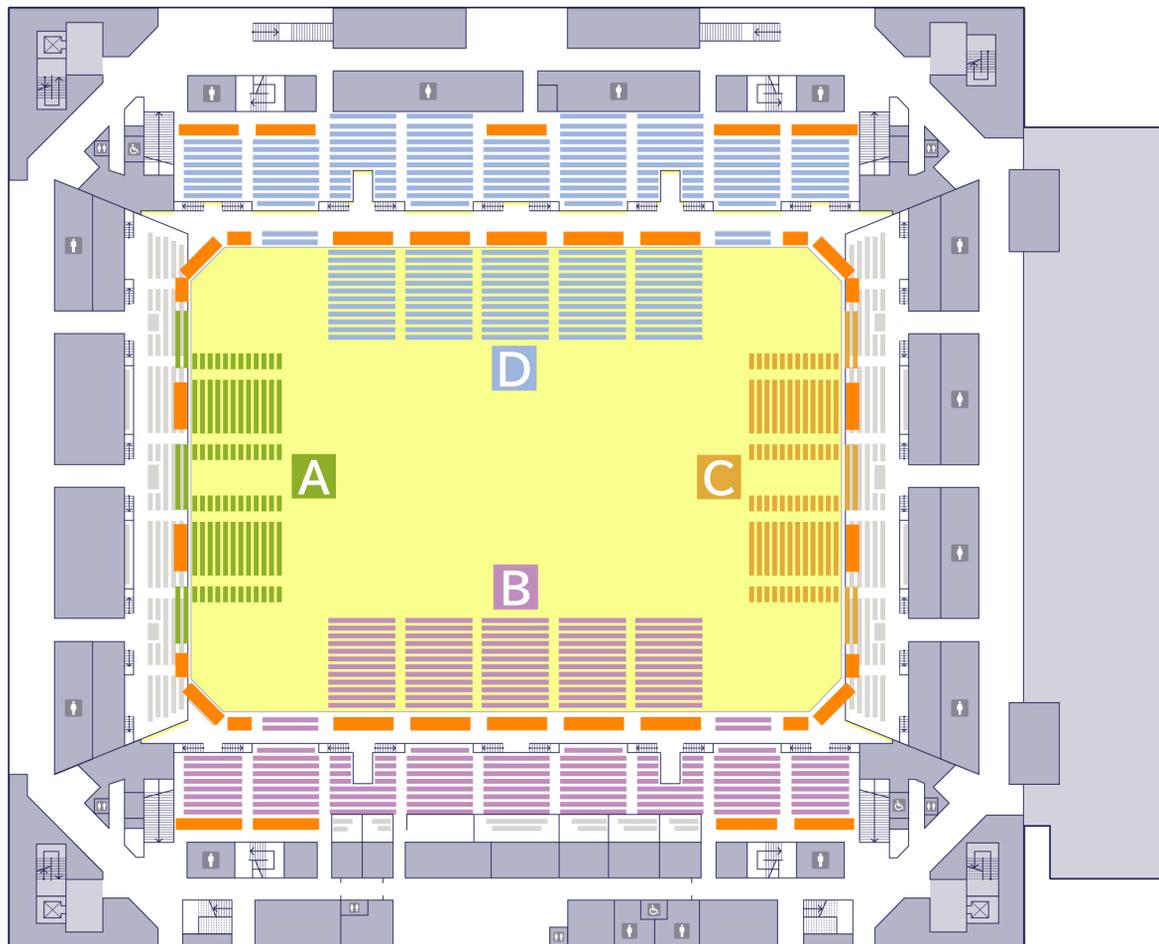
2F



施設名称	面積 (㎡)	仕様、備考
②スポーツジム・スタジオ	約400㎡	-
③売店		
④売店		
⑤カフェ		

フロア図：2F席-a

2F



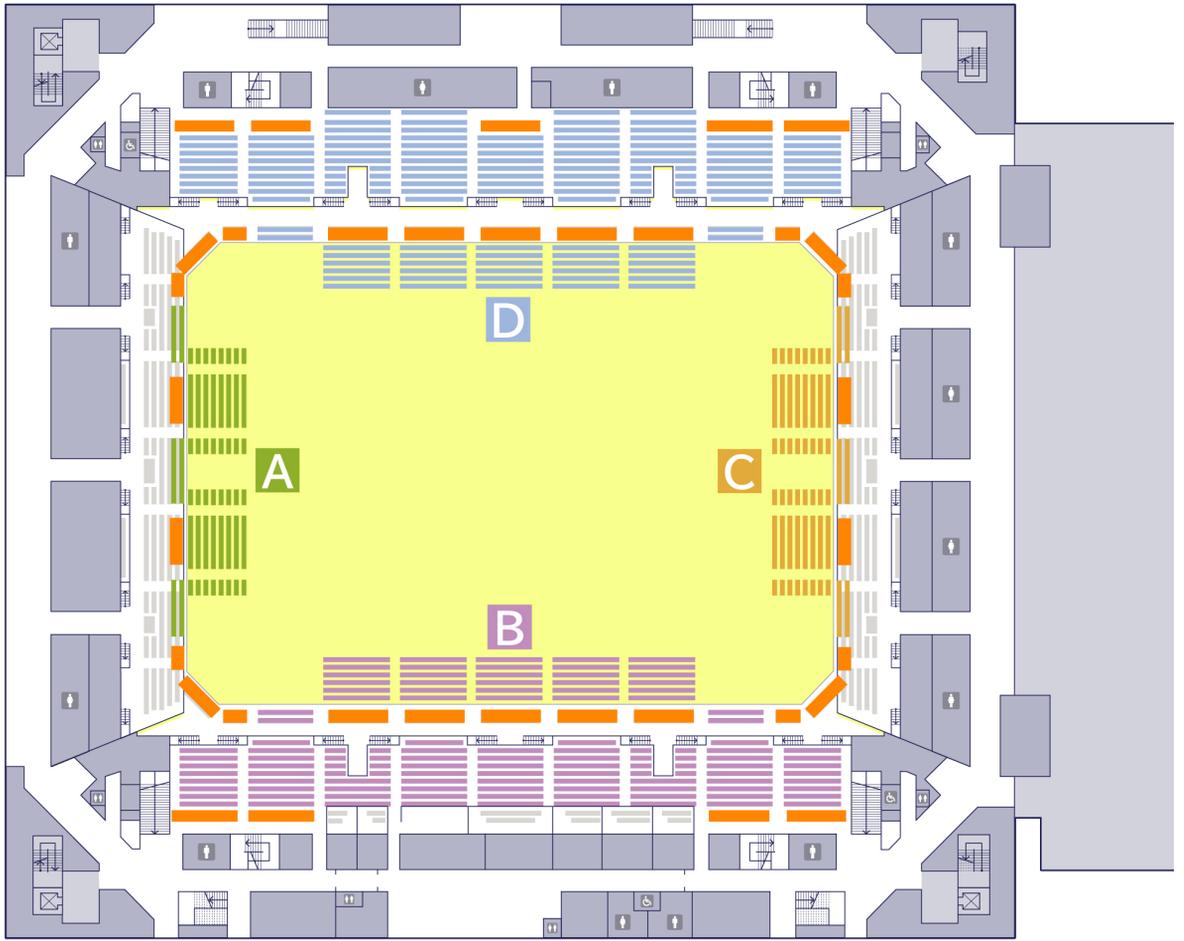
「車いす席（随行者席） / 付加アメニティー席」

2階	固定席	車いす席（随行者席） / 付加アメニティー席
2階 Aブロック	88席	22席
2階 Bブロック	1,184席	91席
2階 Cブロック	88席	22席
2階 Dブロック	1,374席	94席
小計	2,734席	229席

2階	可動観客席（ロールバックチェア）	
2階 Aブロック	504席	全段（12段）展開時
2階 Bブロック	960席	全段（12段）展開時
2階 Cブロック	504席	全段（12段）展開時
2階 Dブロック	960席	全段（12段）展開時
小計	2,928席	

フロア図：2F席-b

2F



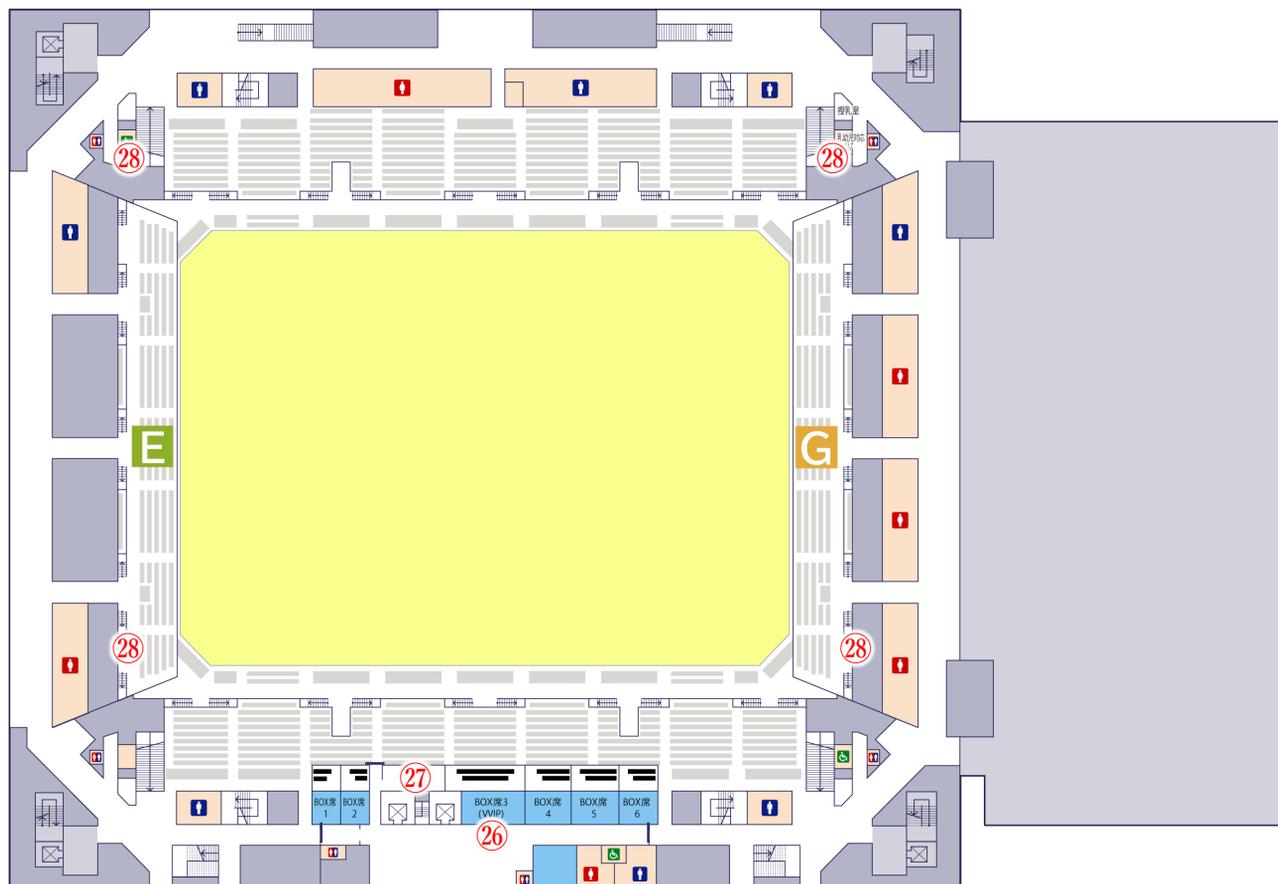
「車いす席（随行者席） / 付加アメニティー席」

2階	固定席	車いす席（随行者席） / 付加アメニティー席
2階 Aブロック	88席	22席
2階 Bブロック	1,184席	91席
2階 Cブロック	88席	22席
2階 Dブロック	1,374席	94席
小計	2,734席	229席

2階	可動観客席（ロールバックチェア）	
2階 Aブロック	336席	上8段使用展開時
2階 Bブロック	480席	上6段使用展開時
2階 Cブロック	336席	上8段使用展開時
2階 Dブロック	480席	上6段使用展開時
小計	1,628席	

フロア図：3F

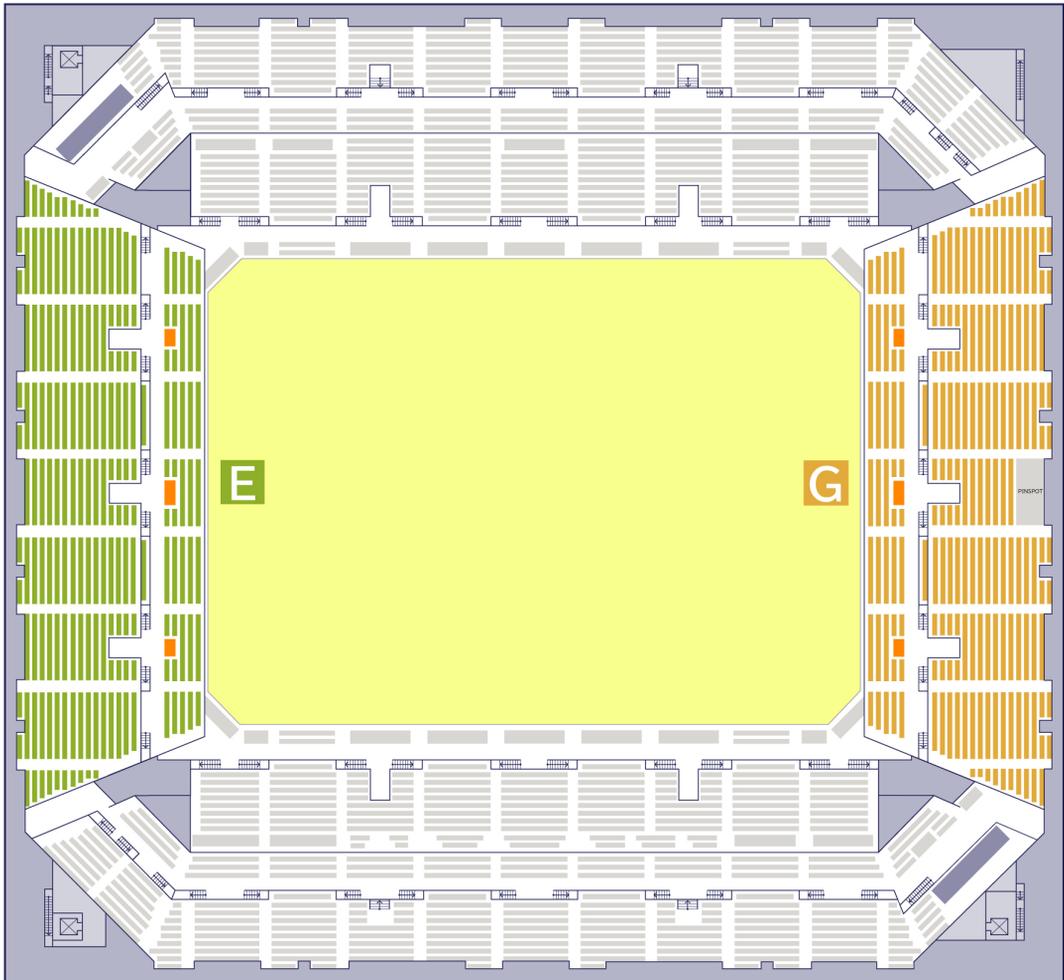
3F



施設名称	面積 (㎡)	仕様、備考
㊸BOX席 1	14㎡	7席*
㊸BOX席 2	14㎡	7席*
㊸BOX席 3	32㎡	22席
㊸BOX席 4	19㎡	13席
㊸BOX席 5	24㎡	15席
㊸BOX席 6	19㎡	11席*
㊸VIPラウンジ席		8席
㊸売店		

フロア図：3F席

3F



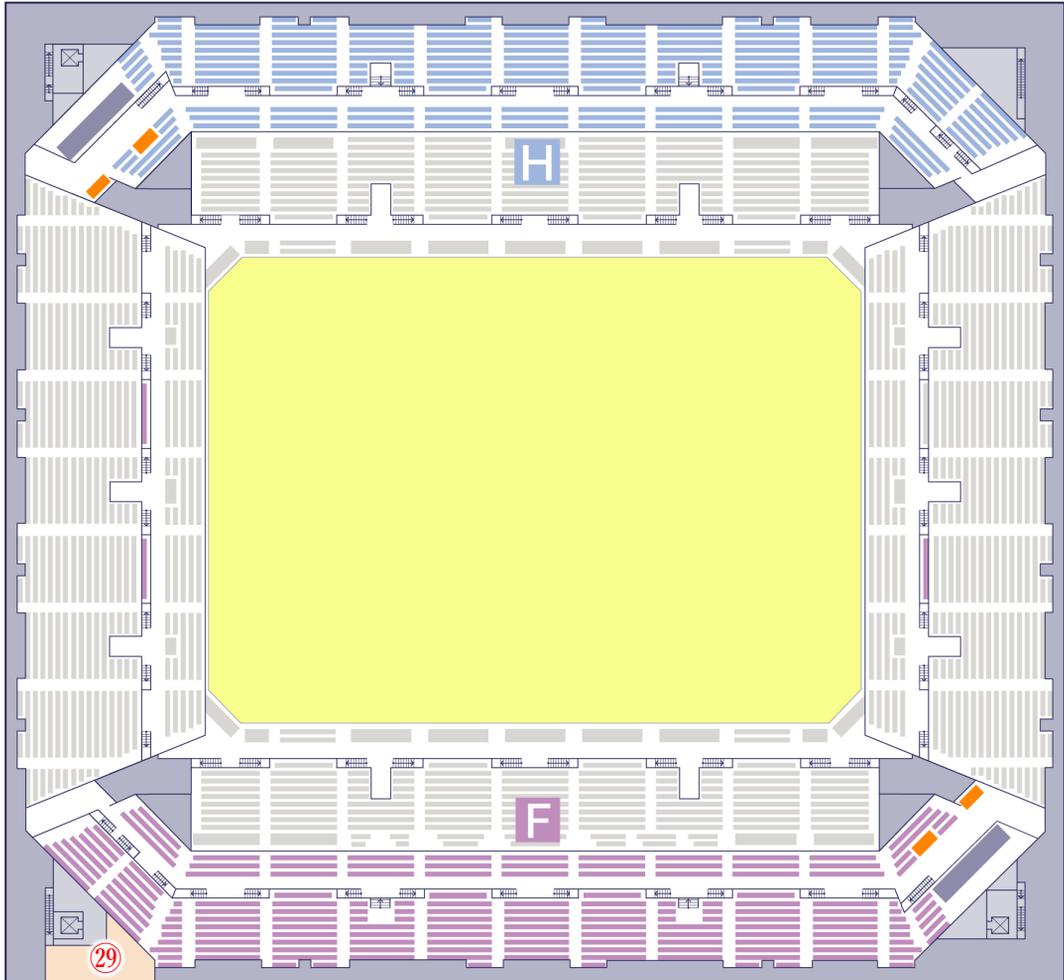
「車いす席（随行者席） / 付加アメニティー席」

3階	固定席	車いす席（随行者席） / 付加アメニティー席
3階 Eブロック	2,236席	16席
3階 Gブロック	2,172席	16席
小計	4,408席	32席

フロア図：4F 5F席

4F

5F



「車いす席（随行者席） / 付加アメニティー席」

4階	固定席	車いす席（随行者席） / 付加アメニティー席
4階 Hブロック	2,045席	4席
4階 Fブロック	2,045席	4席
小計	4,090席	8席

施設名称	面積 (㎡)	仕様、備考
㊸5F 音響調整室		

メインアリーナ：利用申請

Main ARENA

【メインアリーナ 利用申請の流れ】

問合わせ・空き照会

メールにてお問合せください。※contact@ariake-arena.tokyo

仮予約申請（仮予約期間）

「メインアリーナ仮予約申請書（利用者申請）」をご記入の上、持参もしくはご送付ください。（メール可）
内容を審査した上で正式に仮予約申請を受理いたします。
審査終了後、主催者ご担当者様へ回答いたします。
※以後、「仮予約期間」といたします。

メインアリーナ利用申請

仮予約申請受理後、「メインアリーナ利用申請書」をご提出いただきます。
仮予約申請時と内容が相違ないことを確認し、正式に利用申請完了とし、予約金の請求書及び残額の請求書を発行いたします。
※仮予約申請書受理後、利用申請が提出されなかった場合は、仮予約を取消といたします。

予約金入金

予約金請求書発行日から1週間以内に予約金（施設利用料の50%）をご入金ください。

施設利用料残金の入金

利用開始日の6か月前までに施設利用料残金（施設利用料の50%）をご入金ください。

メインアリーナ利用許可書の発行

施設利用料全額の入金確認後、「メインアリーナ利用許可書」を発行いたします。

予約成立

「メインアリーナ利用許可書」の発行日をもって、正式に予約成立といたします。

付帯設備・備品利用料の入金

付帯設備・備品利用は、利用開始日の1か月前までに確定していただき、請求書を発行いたします。利用開始日の15日前までにご入金ください。

利用日当日

追加利用料の入金

追加利用料は、後日ご請求いたします。指定する期日までにご入金ください。

【利用申請に際しての注意事項】

- ・利用開始日の1年前より仮予約申請の受付を行います。大規模な国際スポーツ大会等、これによりがたい場合は、当施設にご相談ください。
- ・メインアリーナ利用申請が利用開始日直前と認められた場合は、申請をお断りする場合がございます。
- ・当該催事の主催者に限り申請が可能です。
- ・電話等による口頭での申請、あるいは代行者等による申請は受付いたしません。
- ・申請時、必要に応じて主催者に関する資料や利用内容がわかる計画書のご提出をお願いいたしますので、予めご準備ください。
- ・申請の内容によっては、利用日の調整を行わせていただく場合がありますのでご了承ください。

メインアリーナ：利用料金について

Main ARENA

【予約金・入金方法】

「メインアリーナ利用申請書」を受理した後、ただちに「予約金請求書」を発行いたします。
予約金は施設利用料の50%とし、予約金請求書発行日から1週間以内に口座振込にてご入金ください。
遅滞が生じた場合は、施設利用申請を破棄させていただきます。
※他の支払い方法をご希望の場合は、お問い合わせください。

【施設利用料残金】

施設利用料は全額を事前入金制としております。
予約金ご入金後、施設利用料残金については、予約金請求書と併せて発行しました残額請求書をご確認いただき、利用開始日の6か月前までに口座振込にてご入金ください。
※「メインアリーナ利用申請書」のご提出日が、施設利用の6か月前以降の場合は、予約金の請求に替えて施設使用料全額の請求書を発行いたしますので、請求書発行日から1週間以内にご納付ください。

【キャンセル料】

正式な施設利用手続きを経て、株式会社東京有明アリーナが「メインアリーナ利用許可書」を発行した後に、利用申請者の都合でキャンセルを行った場合、キャンセル料が発生いたします。
以下に定めたキャンセル料をご請求いたしますので、ご了承ください。

期間	キャンセル料
申請日から利用開始日6か月前の前日まで	施設利用料金の 50%
利用開始日6か月前以降	施設利用料金の 100%

※利用開始日6か月以内の申請での予約キャンセル料は、施設利用料の100%となります。

各種手続きが期日までに行われなかった場合は、予約はキャンセルとみなし、それまで納付して頂いた料金はキャンセル料として返金は行いません。

【付帯設備・備品・諸室等の利用】

- ・付帯設備・備品・諸室等を利用したい場合は、利用開始日の1か月前までに書面で利用申請をしてください。
- ・申請の内容を確認の上、ご利用いただくことが確定しましたら利用料金請求書を発行いたします。
この時点で正式な利用予約完了となります。
- ・利用開始日の15日前までに利用料金をご入金ください。
- ・利用開始日の1か月前以降に付帯設備・備品・諸室等を利用することが決まった場合は、直ちに書面で利用申請をしてください。申請の内容を確認の上、ご利用いただくことが確定しましたら利用料金請求書を発行いたします。
その時点で正式な利用予約完了となります。指定する期日までに利用料金をご入金ください。

【追加利用料金】

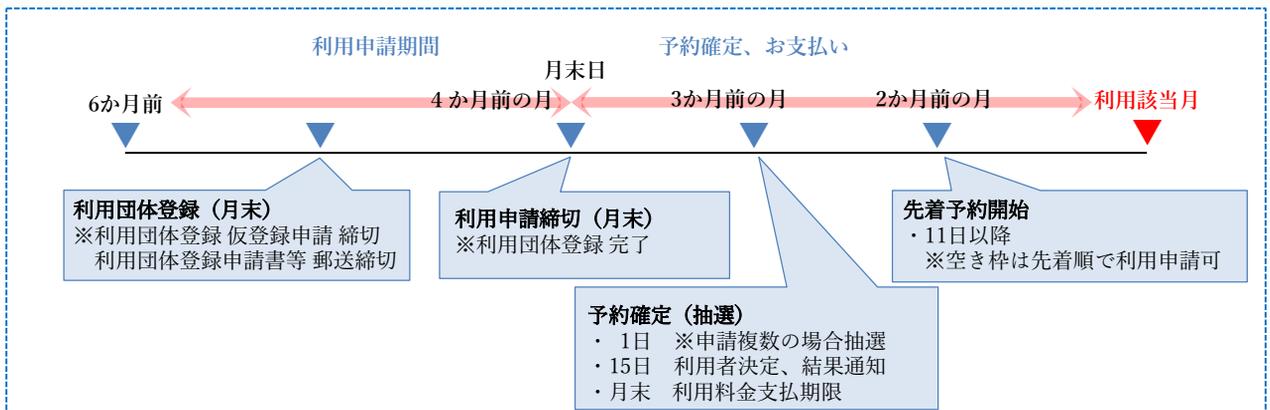
利用日当日、施設および付帯設備・備品・諸室等の利用料に追加が生じた場合は、後日、利用料金請求書を発行いたします。指定する期日までにご入金ください。

サブアリーナ：利用申請

Sub ARENA

【サブアリーナ 利用申請の流れ】

- | | |
|-----------------|--|
| サブアリーナ利用団体 事前登録 | 利用申請は、事前にサブアリーナ利用団体登録された団体のみ可能です。
※個人による申請はできません。
当施設ホームページ「サブアリーナを利用する方へ」から、有明アリーナIDを取得してください。「マイページ」よりサブアリーナ利用団体登録のうえ、サブアリーナ利用申請へとお進みいただけます。
※利用団体 仮登録後、「サブアリーナ利用申請」にて利用申請を行うことができます。
※利用団体仮登録は、利用日の月の5か月前の月末までに完了させてください。 |
| 施設予約状況確認 | 利用日を含む月の6か月前より事前申請を受け付けます。空き状況を「マイページ」「サブアリーナ予約カレンダー」よりご確認ください。 |
| 施設利用申請 | 利用日の月の4か月前の月末日までに、「マイページ」のサブアリーナ利用申請より利用申請を完了してください。
※同日の申請が複数の場合は抽選を行います。 |
| 予約確定結果通知（抽選結果） | 利用開始3か月前の月の15日に、予約確定通知を登録メールアドレスへ通知いたします。
有明アリーナIDにてログイン後「利用申請履歴・抽選結果」よりご確認ください。 |
| 施設利用料金請求書の発行 | 当施設ホームページより施設利用料金請求書の発行をいたします。 |
| 施設利用料金のお支払い | 施設利用料金は、請求書発行月の月末（予約確定日の月末）までに当施設ホームページよりクレジットカード決済、もしくは直接来館にて、お支払いください。
※窓口現金払い、デビットカード、クレジットカード、各種電子マネー等に対応 |
| サブアリーナ利用許可書の発行 | 施設利用料金の決済確認後、「サブアリーナ利用許可書」を発行し、登録メールアドレスに通知いたします。
「マイページ」「利用申請履歴・抽選結果」「申請内容」よりご確認ください。 |
| 予約成立 | 「サブアリーナ利用許可書」の発行日をもって、正式に予約成立といたします。 |
| 利用日当日 | 当施設ホームページより発行された「サブアリーナ利用許可書」をご提示ください。 |



サブアリーナ：利用申請/利用料金について

Sub ARENA

【利用申請に際しての注意事項】

- ・サブアリーナの利用は、事前の団体登録を行っていただく必要があります。
- ・利用日該当月の6か月前より利用申請の受付を行います。（抽選申込期間）
※障害者スポーツ団体の利用申請は1年前よりご相談のうえ、受付を行います。
利用申請については当施設Contactよりお問い合わせください。
- ・事前に登録された利用団体のみ申請が可能で、個人による申請は受け付けておりません。
※メインアリーナと一体的にサブアリーナを使用する場合は事前の利用団体登録は不要で、メインアリーナと一括で利用申請の手続きを行うことができます。
- ・利用申請は、インターネットにおいてのみ利用を受け付けます。※重複予約の場合、抽選となります。
- ・抽選申込期間での1団体の利用申請は毎月5件までとし、最大予約数も毎月5件までといたします。
- ・同日に全面利用と半面利用の申請があった場合、全面利用の希望団体が優先となります。
- ・利用申請済みの日程変更については不可といたします。
- ・申請の内容によっては、利用日の調整を行わせていただく場合がありますのでご了承ください。
- ・抽選予約確定後、施設に空きがある場合は、当施設ホームページにて先着順で受付いたします。

【抽選予約/先着予約について】

- ・抽選予約
申請が複数の場合、利用日3か月前の月の1日に抽選を行います。その月の15日に予約確定、結果を通知いたします。
- ・先着予約
予約確定後、施設に空きがある場合は、当施設ホームページにて先着順で受付いたします。
※空き枠の先着予約開始日は、利用該当月の2か月前の月の11日となります。
この期間については、すでに月5件の予約を行っている団体も追加での申請が可能です。
(例) 2022年9月利用の場合、2022年7月11日に空き枠の先着予約開始となります。
予約確定後、結果を通知いたします。
※先着予約は、利用団体登録を完了した団体のみ申請が可能です。

【施設利用料金/入金方法】

- ・施設利用料金は、請求書発行月の月末（予約確定日の月末）までに、当施設ホームページよりクレジットカード決済、もしくは直接来館にて、お支払いください。
※窓口現金払い、デビットカード、クレジットカード、各種電子マネー等に対応
- ・指定期日までに決済いただいた団体には、決済確認後「サブアリーナ利用許可書」を発行し、登録されているメールアドレスに通知いたします。
有明アリーナIDにてログイン後「マイページ」「利用申請履歴・抽選結果」「申請内容」よりご確認いただけます。
- ・遅滞が生じた場合は予約の権利を取消とさせていただきます。
※障害者スポーツ団体の施設利用料金は半額です。詳細は当施設Contactよりお問い合わせください。

【キャンセル料】

- キャンセル料については、正式な利用予約成立後にキャンセルの場合、発生いたします。
一度ご入金いただいた利用料金は返還いたしかねます。くれぐれもキャンセルの無いようご注意ください。
※「予約完了通知」送信前のキャンセル（利用申請取消）については費用は発生いたしません。

【付帯設備・備品等の利用】

- 付帯設備や備品利用等は、予約成立後、当施設ホームページ「サブアリーナを利用する方へ」より「マイページ」「利用申請履歴・抽選結果」「申請内容」から申請してください。
- 付帯設備・備品等の利用料金は、利用当日に株式会社東京有明アリーナ内利用窓口にてお支払いください。
お支払いは現金、デビットカード、クレジットカード、各種電子マネー等にも対応しておりますので、予めお支払方法をご確認の上、ご決済ください。

サブアリーナ：利用団体登録

Sub ARENA

【サブアリーナ 利用団体登録の流れ】

有明アリーナIDの作成

当施設のホームページ「サブアリーナを利用する方へ」から「サブアリーナ予約管理システム」へ移行いただき、「利用団体登録」にお進みください。その際、有明アリーナIDを作成してください。

サブアリーナ利用団体 仮登録申請

「サブアリーナ予約管理システム」より、有明アリーナIDにてログイン後、「マイページ」の「利用団体登録」から仮登録申請をしてください。
※仮登録後、2022年3月より「サブアリーナ利用申請」にて利用日6か月前として、利用申請を行うことができます。
※3月申請可能分は、9月利用分です。

「サブアリーナ利用団体登録申請書」 「本人確認書類の写し」 活動状況がわかる書類等 郵送

①印刷した
「サブアリーナ利用団体登録申請書」
「サブアリーナ利用団体登録 名簿」
②本人確認書類の写し
③活動状況がわかる書類
を同封し郵送してください。

照合・審査

①「サブアリーナ利用団体登録申請書」
「サブアリーナ利用団体登録 名簿」
②本人確認書類の写し
③活動状況がわかる書類
を確認し、登録条件等の照合・審査を実施いたします。
※必要に応じて、追加の資料をご提示いただく場合があります。

サブアリーナ利用団体 登録完了 サブアリーナ利用団体登録証 発行

照合・審査終了後、メールにて登録完了のお知らせをいたします。その際、「サブアリーナ利用団体登録証」が正式に発行されます。「マイページ」の「利用団体登録」よりご確認ください。
※登録の未完了、「サブアリーナ利用団体登録証」未発行の場合、利用申請許可となりませんので、ご注意ください。

【サブアリーナ利用団体登録申請書等 送付について】

利用団体 仮登録および申請書等 送付については、利用日の月の5か月前の月末までに完了させてください。

・送付内容：①「サブアリーナ利用団体登録申請書」

「サブアリーナ利用団体登録 名簿」

②本人確認書類の写し

・登録団体代表者の個人認証出来るもの ※顔写真があるもの

(免許証・マイナンバーカード等の写し)

・構成メンバー最低10名の本人確認書類

(保険証・免許証・マイナンバーカード等、現住所が記載されているものの写し)

※ 東京都在住でない場合は、在勤・在学確認書類等

(社員証・学生証・在勤/在学証明書等それらに該当するものの写し)

③活動状況がわかる書類

各種大会等への参加状況等活動内容が確認できるものの写し

(例：トロフィー、賞状、参加証等の写真・写し等)

※お送りいただいたものはご返却いたしかねます。

・郵送先：〒135-0063

東京都江東区有明1丁目11番1号 有明アリーナ内「有明アリーナ開業準備室」宛

サブアリーナ：利用団体登録について

Sub ARENA

【サブアリーナ利用団体の登録方法】

サブアリーナの利用は、事前に団体登録を行っていただく必要があります。

当施設のホームページより「サブアリーナを利用する方へ」から「サブアリーナ予約管理システム」へ移行いただき、サブアリーナ利用団体登録申請をしてください。

※障害者スポーツ団体に登録された方は、仮団体登録後、利用申請について当施設Contactよりお問い合わせください。

【サブアリーナ利用団体の登録条件】

サブアリーナ利用団体登録ができるのは、以下のすべての条件を満たす団体とします。

- ・都内に在住・在勤・在学する者が10名以上で構成されていること。
- ・指導統括を行う20歳以上の責任者がいること。
- ・団体構成メンバーの登録はお一人一団体です。複数の団体に構成メンバーとして登録は行わないこと。
- ・原則アマチュア活動を目的としていること。又はスポーツの振興に寄与する活動をしていること。
- ・宗教活動、特定の政党の利害に関する行為を行わないこと。
- ・定期的かつ組織的に活動している団体であること。

【予約責任者の選任について】

予約責任者とは、催事の予約・変更ができる方です。

予約責任者は、5名まで登録可能です。

「サブアリーナ予約管理システム」「マイページ」「利用団体登録」よりご登録ください。

【審査の実施】

①「サブアリーナ利用団体登録申請書」「サブアリーナ利用団体登録名簿」

②本人確認書類の写し

③活動状況がわかる書類等を確認し、登録条件等の照合・審査を実施いたします。

ただし、いかなる理由がある場合でも「有明アリーナ 施設利用に関するご案内」P18【利用の制限】に該当する利用を行うおそれがある団体など、株式会社東京有明アリーナが不適当であると認めた場合はお断りする事があります。

【認可と有効期間】

認可に伴い、サブアリーナ利用団体登録証を発行いたします。

登録の有効期間に制限はありませんが、最終利用から1年を経過した後、再度利用を希望される場合、再登録をしていただく場合がございます。

再登録については「サブアリーナ利用団体再登録申請」を行ってください。

利用条件

【利用条件】

本利用規定等、当施設の利用条件や指示等を遵守してください。

- ・利用者は、設営から催事終了後の撤去までの全てにおいて、安全を確保し、当施設周辺へ迷惑がかからないよう、責任を持ってご対応いただきます。
- ・利用者は、各種法令の遵守および法令に定められた申請を関係諸官公庁に対して、それぞれの指定された期日までに提出し、承認を得ていただきます。
- ・利用者は、実施する予定の催事内容等の実施計画書および警備、防災等の面から来場者・関係者の安全を確保した警備・運営計画書等をあらかじめ指定期日までにご提出していただきます。その際、各種保険の加入状況についても、確認させていただく場合がございます。
- ・メインアリーナ観客席の一部に、スポンサーシートの設置を予定しております。予めご了承、ご協力願います。詳細につきましては、別途ご相談させていただきます。

【利用の制限】

当施設が次の事項に該当すると認められた場合、ご利用をお断りいたします。

- ・公序良俗に反する、もしくはその恐れがあると認められる場合
- ・場内外の秩序を乱す恐れが認められる場合
- ・騒音や振動等、場内外に著しく迷惑が生じる可能性が認められる場合
- ・施設やその付帯物もしくは周辺の構造物を損傷する恐れが認められる場合
- ・利用者、来場者もしくはそれらの代理人や媒介する者が暴力団等の反社会的勢力と認められる場合
- ・暴力団体または事業内容が明確でない団体、もしくは反社会的勢力や関係者が主催、共催、後援もしくは協賛する行事と認められる場合
- ・他の施設利用者に不利益や不都合が生じると認められる場合
- ・施設の管理運営上、支障があると認められる場合
- ・その他、当施設が不相当であると認められた場合

【利用の承認】

- ・ご利用の承諾は「メインアリーナ利用許可書」または「サブアリーナ利用許可書」の利用申請者への発行をもって行います。
- ・これらの許可書については、施設利用時にご持参ください。
- ・施設利用時、施設に設置されている利用窓口へご提示いただきます。
- ・またこれらの許可書はいかなる理由があろうとも、他人への譲渡は禁止いたします。

【利用内容の変更】

- ・利用承認後に利用内容等が変更になる場合は、速やかに「メインアリーナ利用内容変更届」もしくは「サブアリーナ利用内容変更届」をご提出ください。
※直前の変更は受け付けず、利用を中止とする場合がございます。
- ・ご提出後、発行済みの「メインアリーナ利用許可書」「サブアリーナ利用許可書」は取消し、改めて利用内容を変更した「メインアリーナ利用許可書」「サブアリーナ利用許可書」を発行いたします。
- ・興行イベントにおけるコンサート・ショーの場合、内容変更は原則不可とします。

利用における諸注意事項

【承諾の取消、中止】

次の場合には利用承認を取り消したり、利用の中止を命じたり、または再利用を禁止する場合があります。これらの場合は、原則としてそれまでご入金して頂いた料金は返金いたしません。

- ・「メインアリーナ利用申請書」や「サブアリーナ利用申請書」に虚偽の記載事項があったと認められた場合
- ・申請時の利用の目的、内容と著しく異なると認められた場合
- ・利用規定等、当施設の利用条件や指示等に正当な理由なく違反したと認められる場合
- ・正当の手続きを行わず、利用の目的、内容等を変更したと認められた場合
- ・法令順守に反したり、関係諸官公庁の承認を得ていないと認められた場合
- ・指定期日までに利用料を入金しないと認められた場合
- ・利用承認後にP18【利用の制限】の規定に該当することが判明した場合
- ・その他、当施設が利用承認を続けることが不相当であると認めた場合

【利用上の禁止事項】

当施設は次の行為を原則として禁止いたします。

- ・施設内へ危険物または火気を持ち込むこと
- ・施設を損傷させる可能性のあるものを身に着けていること
- ・著しく酒気を帯びている状態であること
- ・施設内外で許可なく、寄付、宣伝、物品販売等の行為を行うこと
- ・施設内外において許可なく、チラシ、ポスター等を配布すること
- ・施設内外において許可なく、旗、のぼり、看板等を設置すること
- ・施設内へ動物を持ち込むこと ※人以外のすべての動物を禁止（ただし介助犬・聴導犬・盲導犬等は除く）
- ・客席から物を投げる、暴れる、客席から身を乗り出す等、危険な行為
- ・その他、当施設が不相当と認めた行為

※所轄する官公庁の許可を受けたと証明出来る場合や当施設が特別に承認した場合はこの限りではありません。
※上記を遵守いただかず、主催者ならびに来場者に損害が生じた場合、当社は賠償責任を一切負いません。

利用における諸注意事項

【利用者の管理責任】

- ・利用者は法令及び当施設利用規定を遵守し、株式会社東京有明アリーナが承認した施設の利用申請内容及び計画書、関係官公庁への届出や指導に従って、安全な催事運営・管理を行ってください。
- ・利用者は催事関係者のみならず来場者、近隣住民に対しても、法令及び当施設利用規定を遵守するよう周知徹底し、安全な催事運営・管理を行ってください。
- ・利用者は、催事全体を適切に管理でき、推進を統括する地位にある「統括責任者」を選任してください。
- ・「統括責任者」は、原則として防火管理責任者を兼任し、利用期間中施設に常駐しながら、会場及び催事全般についての利用施設及び催事管理を行ってください。
- ・利用者は、利用期間中の施設の管理と来場者の整理・案内、盗難・火災・事故の防止、急病・けが人発生時 の対応等に対して、必要な対策を講じ適切に対応してください。
- ・来場者等の警備、誘導は、利用者が警備会社へ委託および警備担当者の配置を行う等の対策を講じ、雑踏事故・盗難等の防止をお願いいたします。
予測を超える来場者があった場合も、緊急増員手配等含めて、利用者の責任においてご対応ください。
- ・複数同時開催時に来場者で混雑する事が予想される場合は、同時開催される催事の利用者同士で相互に協力の上、予め総合的な管理計画を立案してください。
計画立案にあたっては、当施設担当者にご相談ください。
- ・災害や事故などに備え、防災設備、避難口・避難誘導方法・消火器、AEDの位置等を予めご確認ください。
- ・災害発生の際は、利用者は利用者が用意する計画書に基づいて「災害対策本部」を設置し、当施設の指揮下で連携活動を行ってください。
- ・利用期間中（設営・撤去期間を含む）に当施設内で発生した車事故等については、利用者・催事関係者・当該催事来場者の行為に起因する事であっても、全て利用者に責任を負っていただきます。
- ・万が一に備えて、利用者には必要な保険に加入されることをお勧めします。
- ・その他、ご利用に際しては当施設担当者にご相談の上、その指示に従ってください。
- ・当施設では、施設の保全と設営・撤去作業の安全確保のため、指定会社制度を導入しております。
指定会社へ業務をご依頼する場合は、当施設担当者にご相談ください。

【催事の中止、施設の閉鎖】

次の事項に該当する場合は、催事の中止や施設の閉鎖を行う場合があります。

- ・感染症等が発生し、国内での感染が懸念される場合
- ・行政による自粛要請、閉鎖勧告および閉鎖命令があった場合
- ・東京都地域防災計画に基づく「一時滞在施設」を開設する場合
- ・その他、事故や災害等が発生した場合、他施設等の動向を踏まえつつ、施設や来場者の安全確保上、当施設が必要と認めた場合、催事の中止、施設の閉鎖を検討いたします。

利用における諸注意事項

【原状復帰の義務】

- ・利用者は利用終了後ただちに当施設、設備を原状に回復し、当施設担当者の点検を受けてください。
- ・利用者が施設、設備および器物を汚損又は滅失したときは、利用者および当施設担当者双方立会いのもとでその状況を確認し、これによって生じた損害を当施設に対し賠償していただきます。

【清掃・ゴミの処理】

- ・利用期間中における会場内の清掃は、利用者の責任と費用負担において行ってください。
なお、必要に応じて当施設指定業者をご紹介します。事前に当施設へご相談ください。
- ・利用期間中における会場内及びコンコースのゴミの処理は、利用者の責任と費用負担において行ってください。
- ・諸室等におけるゴミについては、当施設内の指定された場所へまとめていただきます。
- ・メインアリーナの利用においては、別途「イベント事後清掃費（シャワールーム・トイレ清掃）」を申し受けます。

【譲渡・転貸の禁止】

- ・利用者は理由の如何に関わらず、利用の権利を第三者に譲渡あるいは転貸する事を禁止します。

【安全管理の義務】

- ・利用者は利用者、出演者、参加者または観客などに、事前の準備、設営および終了後の撤去まで含め、事故が生ずることが無いように安全管理に努める義務があります。
- ・利用者は、安全管理に関して事前に株式会社東京有明アリーナおよび関係官公庁と協議の上、その指示に従い、対策を講じていただきます。
- ・利用者は、有明アリーナが行政・教育施設・住居・事務所等に隣接する環境にあることに配慮し、行事の開催により周辺に迷惑をかけないよう対策を講じ、かつ関係者に周知徹底する義務があります。
- ・利用者は、東京都の条例が定める、騒音・振動に関する環境基準に基づき、騒音・振動の低減対策について、所要の措置を講じてください。

【防火・防災について】

- ・利用者は当施設の別紙「防火・防災の手引き」に基づいて、消防法等の防火・防災関連法規の遵守及び催事関係者への周知徹底をお願いします。
- ・火災、地震発生の際、利用者は来場者の避難を最優先に行い、速やかに誘導するよう心がけてください。
- ・火災発生の場合、利用者は直ちに初期消火体制をとるとともに、防災センター及び当施設管理事務室に連絡してください。
- ・けが人、病人等の発見・通報を受けた利用者は速やかに当施設に連絡してください。

利用における諸注意事項

【会場警備について】

- ・会場周辺警備については指定会社制とさせていただきます。
指定会社以外が会場周辺警備を行うことはできません。
- ・警備にあたっては期間中の状況（来場者入場時等）に従い、必ず指定会社によるポストの設置を頂く箇所が決まっております。詳細なポスト位置等については、指定会社とお打合せください。
- ・施設内における安全確保上の警備、部外者のチェック等に必要な施錠、防火シャッターの開・閉錠等については、事前に当施設とお打合せください。
- ・施設内の催事来場者の整理、搬入出車両の整理・管理については利用者の責任において行ってください。

【損害賠償と免責】

利用者が以下の場合によって損害を受けても、株式会社東京有明アリーナはその損害を賠償する責任を負いません。

- ・利用の承認が取り消された場合
- ・利用の中止を命じられた場合
- ・再利用の禁止を命じられた場合
- ・利用上の禁止事項を遵守せず、主催者ならびに来場者に損害が生じた場合
- ・施設の閉鎖を命じられた場合
- ・利用の目的、内容等の変更が承認されない場合
- ・天変地異等によって当施設、設備が損壊し、利用予定日の利用が不可能な事態が生じた場合
- ・当施設の故意または重大な過失がなく発生した火災、停電、盗難その他の事故で、利用者、出演者、参加者または観客などに事故が生じた場合

【関係官公庁への届出】

施設利用に際して必要な法令に定められた関係官公庁への届出および許可申請等や関係機関への届出等は、利用者自身が行ってください。必要に応じて、関係者協議支援に対応いたします。

届出・申請	関係機関	
<ul style="list-style-type: none">・禁止行為の解除承認申請書（予防指導係）・火を使用する設備等の設置届出書（予防指導係）・燃料電池発電設備設置届出書（予防指導係）・電気設備設置届出書（予防指導係）・少量危険物設置届出書（予防指導係）・観覧場又は展示場における催物の開催届出書（予防指導係）・消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書（警防係）	深川消防署	深川消防署 有明分署 予防指導係及び警防係 〒135-0063 江東区有明一丁目2番43号 電話：03-3529-0119
<ul style="list-style-type: none">・搬入出計画、交通整理要員の配置計画、 駐車場確保等について	湾岸警察署	湾岸警察署 交通課 〒135-0064 東京都江東区青海2丁目7番1号 電話：03-3570-0110
<ul style="list-style-type: none">・試飲試食等の許可申請	江東区保健所	江東区保健所 生活衛生課環境衛生係 〒135-0016 江東区東陽2-1-1 電話：03-3647-5855(代表)

利用における諸注意事項

【施設利用等の打ち合わせ】

施設利用開始1か月前までに、当施設担当者と利用について詳細打合せを行ってください。
必要に応じて、利用計画書等の提出をお願いすることがあります。

当施設では、下記のサービスにつきましてご提供・ご紹介する事が可能です。ご利用の際はご相談ください。
なお、設備・機器の操作、飲食の提供、会場周辺警備業務など、いくつかの業務については、
指定会社に限定させていただきます。別途指定会社一覧表がありますので、当施設担当者にご確認ください。

◇ご提供可能なサービスの一例

- | 受付、案内、クローク等のサポートスタッフ手配等
- | ケータリング等
- | 音響・照明機材手配・オペレーション等
- | 同時通訳機材手配・通訳手配等
- | 映像システム機材手配・オペレーション等
- | 造形施工（設営・撤去含む）等
- | ネットワーク機材手配・敷設等
- | 会場クリーニング等
- | 施設会場内・会場周辺警備等

【言語、通貨、法令等】

- ・日本国の法令に準拠してください。
- ・金銭の支払いに用いる通貨は日本円をお願いいたします。
- ・契約に用いる言語は日本語といたします。
- ・利用者と株式会社東京有明アリーナで紛争が生じた場合は、
東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。



この「施設利用に関するご案内」は、2022年6月現在のものです。
なお本案内は予告なく変更する場合がありますのでご了承ください。